

## 第 184 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 2 年 3 月 24 日 (火)

時間 午前 11 時～

場所 福島テルサ 3 階 あづま

(司会)

それでは定刻となりましたので、只今より第 184 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願いいたします。

次第、議案書、資料 1 (特殊建築物の敷地の位置について (郡山市))、資料 2 (県北・県中・会津都市計画区域マスタープランについて)、福島県のこれからの都市づくりについてのアンケート調査。また、本日の名簿につきましては、議案書の 4 ページに記載しております。お手元がない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、審議会の開会に先立ちまして、人事異動等により、新たに就任されました 2 名の委員をご紹介します。議案書の 4 ページをご覧ください。

議席番号 10 番 福島県議会委員の佐藤政隆委員でございます。

(10 番 佐藤委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、議席番号 17 番 福島県議会委員の宮本しづえ委員でございます。

(17 番 宮本委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、議事に移らせていただきます。

福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤敏生会長、よろしくお願いたします。

(会長)

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、暫時、議長を務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

まず、出席委員数をご報告いたします。定員は19名のうち、出席委員は14名、うち代理出席者は6名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

御異議ないようですので、御指名申し上げます。1番の川崎興太委員、16番の阿部君江委員のお二方にお願いたします。よろしくお願いたします。

次に、次第をご覧ください。本日は、報告事項1件、議案1件、県北・県中・会津都市計画区域マスタープランについての報告1件を予定しております。

それでは、議案書の1ページをお開き願ひます。第183回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いたします。

(事務局)

都市計画課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。第183回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のとおり告示となった。議案番号、議案第2021号「田村三春小野都市計画下水道の変更について」、告示年月日及び告示番号については記載のとおりでございます。参考といたしまして、田村三春小野都市計画阿武隈川上流流域下水道(田村処理区)「4.その他の施設」について、大滝根水環境センターの敷地面積を約54,200㎡から約51,200㎡へ変更した。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

(質問等なし)

(会長)

それでは、次第の3番、議事に移らせていただきたいと思います。

本日ご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました1件となっております。議案第2022号「特殊建築物の敷地の位置について(郡山市)」です。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。議案第2022号につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書の説明に入る前に、スクリーン及びお手元の資料1により本案件を説明したいと思います。まずはじめに、特殊建築物の位置の許可を必要とする建築基準法第51条ただし書き制度について説明いたします。その後、敷地の施設配置や概要については、特定行政庁である郡山市より説明し、最後に議案について説明いたします。

資料1をご覧ください。

それでは、議案第2022号「特殊建築物の敷地の位置について(郡山市)」を説明いたします。

2ページをご覧ください。建築基準法の規定では、都市計画区域内において、卸売市場や火葬場、又は、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされています。ただし、特定行政庁が県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合はこの限りでないとされております。今回は、その他政令で定める施設、ただし書きの規定により審議するものでございます。

3ページをご覧ください。建築基準法に規定する「その他政令で定める処理施設」の規定ですが、廃棄物処理法施行令で規定されている「ごみ処理施設」や「産業廃棄物処理施設」などを指しております。施設の内容は、廃プラスチック類が1日当たりの処理能力が5tを超えるもの、木くず等の破砕処理は、同じく1日当たりの処理能力が5tを超えるものが許可が必要な施設となります。

4 ページをご覧ください。次に、建築基準法及び施行令の規定を説明します。

この施行令では、工業地域又は工業専用地域は、基準が緩和されており、先程 1 日あたり 5t を超えるものとされていた規定が、廃プラスチック類は、1 日あたり 6t を超えるもの、木くずは 100t を超えるものとされ、今回の移設は、工業専用地域であることから、実際には、この規定が適用されることとなります。

5 ページをご覧ください。次に、手続きについて説明いたします。産廃処理施設を設置するためには、フローの左上に記載する、廃棄物処理法に基づく施設の設置許可のほか、建築物を新設又は増築する場合には、右上に記載する、建築基準法第 51 条の許可が必要となります。今回の施等は、民間が設置する施設であることから、ただし書きの規定による敷地の位置に関する許可が必要な施設となります。

6 ページをご覧ください。続いて、都市計画上の支障の有無の判断基準となる許可の基本方針と具体的な要件を説明いたします。1 つ目は、都市計画マスタープランとの整合です。ここでは、市町村マスタープランの内容と著しく乖離しないことが要件となります。2 つ目は、土地利用計画との整合です。ここでは 3 つの要件があり、市街化調整区域には原則設けないこと、用途地域は原則として工業系用途地域とすること、地区計画等に整合していることが要件となります。3 つ目は、都市計画施設との整合です。ここでは、道路や公園など計画される都市計画施設に支障を与えないことが要件となります。4 つ目は、市街地開発事業との整合です。予定される市街地開発事業（区画整理事業や市街地再開発事業）などに整合していることが要件となります。以上については、特定行政庁である郡山市からの施設概要の説明後、都市計画上の支障の有無について考え方を説明いたします。

7 ページをご覧ください。続いて施設の概要につきましては郡山市開発建築指導課の和泉が説明いたします。敷地は、県中都市計画区域の JR 郡山駅の南東約 2km に位置する「郡山中央工業団地」、この青い箇所になりますがこちらに位置しております。「郡山中央工業団地」は、本市の工業立地の受け皿として整備され、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、計画的な産業基盤の整備・充実を図ることとしております。用途地域は、工業専用地域となっております。

8 ページをご覧ください。こちらは、都市計画図を拡大したものですが、計画箇所は郡山中央工業団地の中央付近に位置します。こちらは、JT 跡地であったところとなります。

9 ページをご覧ください。許可申請者であります「株式会社ログ」についてご説明いたします。株式会社ログ、本社は群馬県太田市内で、主に産業廃棄物の収集、運搬、再生処理を行う会社でございます。今回の産業廃棄物の処理施設の概

要でございますが、所在地、郡山市字外河原地内に産業廃棄物処理場の新設を計画しております。前処理のための1次破砕機、本処理のための2次破砕機、2台の処理施設の設置を予定しております。廃プラスチック類の破砕処理につきましては1日当たりの処理能力が500tを超えており、また、木くずの破砕処理については、1日当たりの処理能力が、1次破砕、2次破砕を合わせますと2,000t弱となっており、それぞれ法に定める処理能力を超えていることから今回の許可の対象となっております。実際に取り扱うものとしましては、建物解体に伴う廃材です。出荷品は、燃料チップとして民間業者へ売却します。

10 ページをご覧ください。前面道路は、幅員12mの市道になります。敷地の地盤は、道路面から1mほど高くなっており、敷地の周囲には高さ1mのコンクリート擁壁とその上に高さ1.8mの目隠し防音フェンスが設置されます。搬出入口は北側のこちらになります。門扉が設置されまして、有効開口は12mです。記載のとおり、市道側から従業員駐車場、事務所があり、こちらの赤い太線で囲まれている部分が建屋でございます。受け入れ品の破砕は、すべてこの建屋内で行います。

11 ページをご覧ください。こちらのスライドは、現在の現地の状況を撮影したものでございます。黄色に囲まれた部分が計画敷地になります。市道側から①、②、③の順で撮影したものになっております。

12 ページをご覧ください。こちらのスライドでは、搬入から搬出までの導線について説明いたします。赤い矢印が搬入の導線でございます。受け入れ業者は、こちらのゲートから入っていただきまして、計量設備で計量いたします。その際、放射線量の計測を行い、受け入れ基準の0.5マイクロシーベルト以下であることを確認します。破砕品は、建屋内に保管いたしまして、搬出する際は建屋内にトラックをつけて積み荷を行いまして、緑の線のように搬出します。写真は導入予定の破砕機械と同型の処理機の写真でございます。

13 ページをご覧ください。中間処理のフローについて平面図で示したのようになります。赤で示されているのが木くずなどの処理ライン、青で示されているのが廃プラスチックの処理ラインとなっております。木くずにつきましては、建屋の北側に一旦仮置きしまして①の1次破砕機を通り、木片についた釘などの金属を青色で示した磁選機で除去し、②の2次破砕機を経由して、2度目の磁選機を通り、破砕品として集積されることになっております。廃プラスチックにつきましては、建屋の中間に仮置きしまして、こちらは2次破砕機からの流れで破砕処理されます。破砕品はすべて建屋内に保管しまして、溜まりましたら、こちらの建屋内でトラックへ積み込み作業をして搬出する流れになります。受け入れ品の破砕、搬出に伴う作業はすべて建屋内で行いますので、破砕し、細くなった物が飛散するということはありません。1次破砕機、2次破砕機とも、

処理する際は湿らす程度に霧状の水を使用してカットします。熱を使って破碎したり、薬品を使って破碎したりする作業はありません。臭いが出たり、多量の水を使うこともありませんので、環境を汚染する作業はありません。こちらの会社は、24 時間営業になっておりますが、騒音、振動とも工業専用地域の基準値内に収まっております。施設の概要については以上でございます。

最後に、都市計画上の支障の有無の考え方を説明いたします。1つ目のマスタープランとの整合についてですが、当該地は工業団地内に位置し、郡山市都市計画マスタープランの方針で「生産機能の維持に努めるとともに、工業拠点として多様な企業の集積」と位置づけてございます。また、県中都市計画区域マスタープランにおいても「その生産性を維持するとともに、産業環境の向上に向け必要に応じて都市基盤の整備を推進する」とされております。以上から、都市計画マスタープランの内容とは、著しく乖離していないと考えられます。2つ目の土地利用計画との整合についてですが、当該地は、市街化区域の「工業専用地域」であり、施設の立地を抑制する地区計画もないことから、土地利用計画との整合が図られていると考えております。3つ目の都市計画施設との整合についてですが、当該地は、都市施設としての道路、公園等の指定はございませんが、工業団地として道路幅員が 12m から 22m の市道等が整備されております。交通処理上支障はなく、新たな都市施設の計画もないことから、都市計画施設との整合は図られていると考えられます。4つ目の市街地開発事業との整合についてですが、当該地は、工業団地として道路や区画の整備が完了しており、多くの工場や事業所が立地し操業を開始してございます。新たな市街地開発事業の計画は予定されていないことから、当該区域の都市計画と整合は図られていると考えられます。以上、4つの視点からの都市計画上の支障は、無しと考えております。

続いて、議案書の 3 ページをご覧ください。特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものでございます。名称 株式会社ログ、位置 福島県郡山市字外河原 8-4、面積 6,611.99 m<sup>2</sup>、用途 産業廃棄物処理施設、建築面積 1,808 m<sup>2</sup>、廃プラスチック類の破碎施設、木くずの破碎施設。当該施設は、産業廃棄物処理施設として廃プラスチック類、木くずの破碎処理施設を設置するに当たり、1 日当たり処理能力が廃プラスチック類で 6t、木くずで 100t を超えることから、建築基準法第 51 条ただし書きの許可を得ようとするものでございます。当該地の都市計画制限は記載のとおりでございます。ご審議の方よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等

ございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。お聞きをしたいのは、1点はこの事業者は県外の事業者ですよね。それで、県内で同様の事業を行っている実績がまずあるのかどうかをお聞かせください。そして、この地域は先日の台風の災害で、水害に遭われたそういう地域でもございますが、この災害との関係で何か支障がないのかどうかです。併せてお聞かせいただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。では事務局からお答えをお願いいたします。

(事務局)

まず、県内に事業者さんの会社があるかという御質問ですが、こちらにつきましては、現在はございません。水害につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり工場及び事務所につきましては、造成を行いまして、道路面よりも1m高い位置に設置いたします。分電盤や重要な施設についても、道路より2m以上の高さに設置いたします。また、破碎機本体につきましても、盛った程度まで、1次破碎機につきましては2,437mm、2次破碎機につきましては1,327mmということで、今回水害があった浸水痕がこちらの地域は約2mの高さになっておりますが、それよりも高い高さということになっておりますので、今回と同様の水害がございまして、今回の破碎機については影響は受けない状態になっております。加えまして、大型台風が予想される場合にはシャッターなどで閉鎖し、建屋内からの仮置き材や処理チップなどが流出することはありません。あとできる限りですね、影響がない地方への売却先に搬出するなど、そういった対応をしていただけるようにお話を伺っております。

(会長)

いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

ありがとうございます。水害との関係では、あのときの水深から見ると大丈夫だということですよ。県の方は、嵩上げの補助制度も確か作りましたけれど、助成も受けながら整備をするということになりますか、実際には。

(会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

今回につきましては、助成を受けない方向になっております。

(17番 宮本委員)

そうですか。この郡山の工業団地の中には同様の産廃処理施設は他にはないということで、郡山市としては積極的に誘致したいというふうに理解してよろしいですか。

(事務局)

すみません。こちらの郡山市中央工業団地には、他にも産廃施設処理場はございまして、以前に第51条の許可をいただいた施設もございます。

(17番 宮本委員)

そうしますと、工業団地の中なので、特別に大きな問題のある施設だということではないとしてもですね、産廃の処理施設を積極的に工業団地の中にどんどん作るっていうことが、どの程度必要なのかなっていう気もするんですね。だから、他にあるのであれば積極的に県外の事業者を県内に呼び込む必要があるのかなという率直な疑問を持つものですから、郡山市としてはどんなふうなお考えをお持ちなのかを改めてお聞きをしておきたいと思いました。

(事務局)

今の質問にお答えします。廃棄物処理法上、許可の制限を地理的に超える根拠はございませんので、申請があれば、法基準に合致してあれば許可を出させていただきますということになっています。以上です。

(会長)

はい、では他にいかがでしょうか。特にご質問、ご意見はございませんでしょうか。それでは、議案第2022号に関しまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。ご異議無しと認めまして、議案第2022号「特殊建築



物の敷地の位置について（郡山市）」は、都市計画上の位置について支障なしといたします。どうもありがとうございました。

次に、次第の4番、その他に移ります。(1) 県北・県中・会津都市計画区域マスタープランについて、事務局よりご報告をお願いいたします。

(事務局)

資料2によりまして、都市計画区域マスタープランの見直し状況についてご報告させていただきます。県北・県中・会津都市計画区域マスタープランの見直しは平成31年度に着手しまして、令和4年度を目標に作業を進めております。12月5日の第183回都市計画審議会で説明したスケジュールでは、都市政策推進専門小委員会での審議後に、骨子案について報告する予定でしたが、今回のコロナウィルスの関係で、小委員会の開催を5月に延期する予定でございます。今回は、現在の作業状況について説明させていただきます。現在、骨子案や今後の素案に住民意見を反映するため、12月に住民アンケート、2月に住民懇談会を実施しました。現在はその結果について、集計、分析中でございます。分析結果や骨子案については、5月開催予定の小委員会で説明する予定としております。

2ページをご覧ください。はじめに、住民アンケートについてご説明いたします。住民アンケートは、幅広く住民から意見を聴き、都市の課題や将来目指すべき都市づくりの方向性について意識調査を行い、区域マスタープランに反映させることを目的として実施いたしました。アンケートは、12月に調査票を配布し1月に回収しております。配布地域は、今回区域マスタープランを見直す、県北、県中、会津の3区域、2,015名に配布しました。前回、各委員などからご意見がありましたとおり、中学生世帯に加え、高校や大学の協力を得ながら10～20代からも回答を得られるよう、配布先を選定しております。また、地域への愛着等の分析を行うため、住居形態、居住年数など個人属性の項目を追加しております。回収率は全体で1,399票、69.4%でございました。県北が75%、県中が62%、会津が56%の回収率となっております。

3ページをご覧ください。アンケートの回答者は、各地域とも、10代から30代と若い年代を中心に各年代ともバランス良く回収することができました。職業別では、各地域とも中高・専門・大学や会社員など多様な職業から回収できました。また、居住年数は各地域とも10年以上が75%以上となっております。

4ページをご覧ください。次に、アンケート結果について説明します。アンケートの項目は、別に配布しているA3版の資料をご覧ください。なお、ここでは、一次集計の結果をもとに、個別意見等を踏まえ各都市づくりの参考となる意見

を紹介します。まず、県北地域では、1 番目として自然災害に備えるための防災施設など、安全安心な生活ができる基盤整備が求められております。これは、台風 19 号等の被害を受け、県民の皆様の防災意識の高まりが反映したものと考えられます。2 番目は、親世代を中心として若者が定着するための働く場が不足していると感じているということでございます。この傾向は、県中、会津でも同様の傾向が出ております。3 番目は、各年代でまちの活気に対する満足度が低く、中心部に賑わいを作り出す商業や娯楽施設の充実が求められております。4 番目は、公共交通の充実、5 番目として、現存する緑や風景の保全、地域資源を活かしたまちづくりが求められているという傾向でございました。

5 ページをご覧ください。次に、県中地域でございます。県中地域でも、1 番目は、自然災害に備えるための安全安心な基盤整備が求められております。これは、県北と同様、台風 19 号等の被害を受けた結果と考えております。2 番目は、20 代から 40 代の若い世代で公共交通の機関の満足度が低く、公共交通の充実や安全な歩道、自転車道の整備が求められる結果となりました。3 番目は、自然環境や公園、広場が充実しており、都市づくりに生かすことが求められております。4 番目は、まちの中心部で賑わいが不足していることから、商業等の充実が求められています。5 番目は、50 代の親世代を中心として若者の定着に必要な働く場の不足を感じています。

6 ページをご覧ください。次に、会津地域でございます。会津地域は、1 番目は、まちの中心部に不足する、賑わいを作り出すための商業や娯楽機能の充実が求められています。2 番目は、若者定着の働く場が不足していると感じています。3 番目は、10 代から 40 代と若い世代を中心に、都会にはない魅力として、豊かな自然環境や地域の街並み、歴史・文化を大切に、都市づくりに活かしていくことが求められています。4 番目は、幅広い世代で公共交通が不便と感じております。5 番目は、頻発する洪水や災害に備える防災施設など、災害に強い基盤整備が求められています。住民アンケートについては、現在、クロス集計等の分析を進めています。最終結果は、今後とりまとめて、骨子案や素案作成に活用して行く予定です。

7 ページをご覧ください。次に、第 2 回住民懇談会の結果でございます。住民懇談会は、各地域でまちづくりに携わる方々や交通、農業、商工業、福祉等に携わる方々など、都市計画区域を形成する各市町村から幅広い分野の方々を選定し意見を聞いております。各地域で 10 人程度とし、第 1 回を 10 月、区域マスの概要と課題抽出を行いました。第 2 回目を 2 月に行いまして、地域の将来像についてご意見をいただいております。今回は、住民アンケートの中間集計結果を踏まえ、都市づくりの将来像（目指すべき方向性）についてご意見をいただきました。

8 ページをご覧ください。はじめに、県北地域でございます。県北地域では、土地利用について、若い人たちが活性化するまちづくりや災害危険の高い市街化調整区域の抑制を強く打ち出して欲しい等の意見がありました。また、新たに整備されるインターチェンジ周辺の活性化と同時に若者の雇用創出が大事だという意見がありました。また、道路については、新たに整備される東北中央自動車道等から街なかまでを補完できるルートや交通体系の拡充、まちなか回遊性の向上を図って欲しいなどの意見がありました。都市施設については、他世代交流の出来る公園等やソフト面の充実を実現して欲しいという意見がありました。その他意見としては、マスタープランに安全安心の確保、減災を積極的に進めることを強く掲げて欲しいなどの意見がありました。

9 ページをご覧ください。次に、県中地域でございます。土地利用については、中心市街地の空き店舗のリノベーションへの支援や、農地の保全是現状維持ではなく、農業を変えていかなければいけないのではないかなど意見がありました。また、台風被害もあり、空き家や空き地、耕作放棄地が出てきたことについて、都市計画で詰めて欲しいとの意見がありました。また、公共交通と道路については、公共交通の定時制確保の為に都市内道路の整備や、高速インターチェンジの活用への意見がありました。都市施設については、公園等の活用による他世代間コミュニティの場づくりや、台風 19 号被害施設の早期復旧について意見がありました。その他意見としては、須賀川市の委員からは、「水害を経験してコミュニティの充実が大切だと思った。市街地から支援いただいたので、市街地と農村の連携及びコミュニティの繋がりが重要と感じた。」等の意見がありました。

10 ページをご覧ください。次に、会津地域でございます。土地利用については、会津若松市で推進している ICT を活用したスマートシティについて多くの意見がありました。また、まちなかに高速バスターミナルの拠点をもうけるなど、観光と交通結節を連携した拠点づくりの提案がありました。公共交通、道路、都市施設については、観光と公共交通の連携や会津縦貫道の開通に合わせたアクセス道路の整備、スポーツができる公園の整備等の意見がありました。その他の意見としては、10 年後は自動運転が可能となり、技術進歩を意識したプランにして欲しいなど、ICT を活かした都市づくりへの提言がありました。以上が懇談会での意見となります。今回の 3 地区の意見を踏まえ、今後は、より詳細な分析を行い、都市政策推進専門小委員会に説明しながら、骨子案の作成を進めてまいります。

11 ページをご覧ください。今後のスケジュールについて説明いたします。

都市計画区域マスタープランの見直しは、令和 4 年度までに決定することを目標として進めております。令和元年度は、区域ごとに課題や住民が意識する将来像を調査し、骨子案を作成し次回の小委員会で説明してまいります。また、令

和 2 年度は、骨子案を基に素案の作成に着手し、関係機関等との協議を開始してまいります。令和 3 年度以降は、県民へのパブリックコメントや公聴会等を経て、原案を作成し、国等と事前協議を進めてまいります。都市計画決定に向けた法手続きについては、国等との協議状況を踏まえ、案の公告・縦覧、都市計画審議会への諮問等を進める予定です。都市計画審議会については、小委員会や公聴会等の意見を踏まえ、その都度状況を報告させていただきまして、最終的に決定の手続きの中で、諮問させていただく予定となりますので、よろしく願いいたします。以上、区域マスタープランの見直しの状況について報告させていただきました。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(10 番 佐藤委員)

10 番の佐藤です。今の進捗状況をお聞きしましたけれども、その中でそれぞれ地区ごとの報告は分かりましたけれども、いわゆるその地区を跨ぐ連携の話が出てきます。例えば、私は本宮出身でありますけれども、県中地区のところでは高速インターチェンジの話が出てましたけれども、本宮を含めていくと広範囲になると思います。そういう動きからすると、いわゆる県北、県中ともっと連携していかなくちゃいけない部分があるんだろうと思いますけれども、その辺の連携は、どの段階でなのかお伺いしたいと思います。

(会長)

はい、では事務局より御説明をいただきたいと思います。

(事務局)

はい。今回の見直しは、都市計画区域ごとに形成する市町村でまとめていくことになり、県北都市計画区域と県中都市計画区域を見直すこととしております。

委員お話の本宮市は、二本松市と二本松本宮都市計画区域を形成しており、今回は、見直しを行わないこととしていますが、高速交通ネットワークがかなり広範囲に広がっており、今回の県北都市計画区域の相馬福島道路の開通など都市計画区域を越えて連携するということもございます。他の都市計画区域との連携については、各区域マスタープランを見直す中において、皆様の御意見を入れながら見直していきたいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

地域ごとの意見を聞きまして、やっぱり昨年の台風被害を受けて、安心・安全なまちづくりを求める要求が非常に高まっているなということを感じます。それで、国の方は阿武隈川の整備について、10年間で約1,300億円以上のお金をかけて整備をするということになりました。その中で、土地利用のあり方について見直しを図るといようなものが確か国の計画の中にあったかと思います。それで、そこの整合性はこの都市マスの計画の中ではどのような段取りで進められることになるのか、お聞かせください。

(会長)

ありがとうございます。事務局から、御説明をいただきたいと思います。

(事務局)

はい、台風被害を踏まえ、様々な検討が進められており、土地利用についても開発許可や地区計画など、いろいろな都市計画制度の活用が検討されております。都市計画においては、区域マスタープランが上位計画になりますので、台風被害の現地の状況や国の動きも踏まえ、区域マスタープランの見直しに反映したいと考えております。

(17番 宮本委員)

そのための住民の意見聴取というのはどういう形になりますか。

(事務局)

今後のスケジュールをご覧ください。昨年度から住民の懇談会、住民アンケートをしたところであり、今後は、都市計画決定のプロセスの中で、パブリックコメントや公聴会、公告及び案の縦覧を実施して反映してまいります。そのほか、各市町村に寄せられている住民の意見もありますので、素案作成や原案作成の段階で市町村や国、あるいは有識者の皆様から意見を伺いながら見直しを進めてまいります。

(会長)

ありがとうございます。スケジュールを見ますと、令和3年度までに素案をまとめるということによろしいですか。

(事務局)

そのとおりです。

(会長)

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。

すみません。ちょっと私から 1 点質問させていただきたいと思います。只今の市民の皆様からの御意見を見ていきますと、例えば産業関係については、都市計画だけではなくて商工観光、あと文化に関しましては例えば教育委員会とか、そういうようなところとの連携も求められているかと思うのですが、そのようなところはどのようにしていけばいいのでしょうか。

(事務局)

はい。住民懇談会等の意見については、産業や文化、商工観光、あるいは農業振興などの話もございましたので、関係課に情報提供させていただきたいと思えます。また、関係機関協議の中で、関係部署の意見なども踏まえながら土地利用の方、都市計画で何ができるかということも考えながら反映したいと思えます。

(会長)

ありがとうございます。その他何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では本日はご説明を承ったというようところで扱わせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、本日予定されております審議事項は、以上でございます。終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。では事務局へお返しいたします。

(司会)

熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 184 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 45分)

以上のとおり相違ないことを証します。

1 番 川崎 興太

---

16 番 阿部 君江

---